



- ◆ 知性を研ごう
- ◆ 感性を鍛えよう
- ◆ 個性を育てよう

予約奨学金(給付型) 募集のお知らせ

来年度、専修学校の専門課程(以下、「専門学校」という)へ進学予定の皆さんに嬉しいお知らせです!平成30年度進学予定者(高校卒業2年以内も対象)から『**沖縄独自の給付型奨学金事業**(公益財団法人国際交流・人材育成財団)』が始まる予定です。ただし、この事業の実施は国会における平成30年度政府予算案の成立が前提となっており、予算の状況により内容等に変更が生じる可能性があります。

今回の奨学金は、学校から推薦できる人数が決まっており、応募資格と推薦基準がありますので、下記の内容と申込みの流れをしっかりと確認して下さい。該当者で応募希望の生徒は、進路室で受付を行い、校内選考に必要な書類と募集要項を受け取り、期限厳守で書類を提出して下さい。

校内選考あり

沖縄独自の給付型奨学金(沖縄県国際交流・人材育成財団)(専門学校進学対象)

〈推薦人数〉名護高校から学校推薦枠：■名、繰上採用候補者枠：■名

〈応募資格〉1. 日本学生支援機構の給付型奨学金の内定者ではないこと。

2. 専門学校に進学する者の中で、進学先の学科が以下のいずれかに該当する者。

- ① 観光分野または情報通信分野に関連する学科(語学、調理、美容、旅行、デザインなど)
- ② ①以外の学科(1名まで推薦可)

3. 家計について、以下のいずれかに該当する者。

- ① 家計支持者が住民税非課税である。
- ② 生活保護を受給している。

※ 詳細は、要項で確認して下さい。

※ 学校の推薦基準は、学校HPで確認して下さい。

〈給付額〉

進学先	国立(注2)		公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
専修学校(専門課程)	2万円	3万円	2万円	3万円	3万円	4万円

- ・ 給付型奨学金校内選考申込書
- ・ 平成29年度所得課税証明書
- ・ 作文(将来の目標)

◇ 校内選考と申込みまでの流れ(予定) ◇

- ① **2/13(火)**までに進路室で受付を行い、募集要項と校内選考に必要な書類を受け取る。
- ③ **2/16(火)**までに校内選考に必要な書類を進路室へ提出する。
- ④ 推薦基準を満たしている生徒の中から推薦する生徒を決定する。
- ⑤ **2/23(金)**までに電話で本人へ連絡する。
- ⑥ 校内選考で選ばれた生徒は、申込みに必要な書類を**2/28(水)**までに進路へ提出する。

沖縄独自の給付型奨学金の推薦基準

公益財団法人国際交流・人材育成財団（以下「財団」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、財団から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、財団に推薦するものとする。ただし、奨学生採用候補者には、卒業後2年以内の卒業生も含まれる。なお、本給付型奨学金は、平成30年度政府予算案の成立が前提となり、予算の状況により内容等に変更が生じる可能性がある。

1. 推薦基準

(1) 人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学の目的が明確で、専修学校専門課程（以下、専門学校という）卒業後の人生設計（観光分野や情報通信分野への就業意欲など）が明確である。
- ② 将来的に社会に貢献する人物となる見込みがある。
- ③ 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている。
- ④ 勤怠状況が良好である。

(2) 健康について

以下のいずれかに該当すること

- ① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ② 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

(3) 学力及び資質について

- ① 成績が優秀で、向学心に富み、進学先での学修に対する意欲が認められる。
- ② 単位保留科目および単位保留懸念科目がない。

(4) 進学先について

- ① 専門学校へ進学すること。
- ② 進学先の学科が観光分野または通信分野に関するものである。ただし、観光や情報通信の名称を用いた名称以外の学科でも、専門学校卒業後の人生設計を踏まえた場合に、当該学科が観光分野や情報通信分野に関連すると認められること。

(5) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。